

## 法適合確認に際して行う記名・押印等について

構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が法適合確認を行った場合は、

- ・ 法適合確認の対象となる構造設計図書 / 設備設計図書に
- ・ 次の 又は のいずれかを記載したうえで
  - その内容が構造関係規定 / 設備関係規定に適合することを確認したこと
  - その内容が構造関係規定 / 設備関係規定に適合することを確認できないこと
- ・ 構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士である旨の表示をして記名、押印をする

ことが建築士法（以下、士法という。）において定められている。

これに関し、例えば、構造設計図書 / 設備設計図書に「法適合確認欄」を設けることが考えられる。

### （ 1 ）法適合確認欄

構造設計図書 / 設備設計図書の下端に設けられるプロジェクト名、図面の種類・番号、設計者氏名・押印、設計者が所属する建築士事務所名などを記す部分に並べて、「法適合確認欄」として以下の記載欄を設ける。

（以下は、設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合を例として示す。）

#### 設備設計一級建築士の氏名等記入欄

設備設計一級建築士		
氏名	設備設計一級建築士証交付番号（注 1）	印

#### 確認結果等記入欄

##### A 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを	
確認した。 確認できない。	確認した範囲等（注 2）

##### B 案

法適合確認結果等	
設備関係規定に適合することを確認した。（注 3）	
確認した範囲等（注 2）	

#### 備考欄（注 4）

- (注 1) 設備設計一級建築士証の交付番号を図面に記載することは、建築士法上必須ではない。  
なお、法適合確認を行った設備設計一級建築士については、建築確認申請書第 2 面の 3 欄において、(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れて、氏名及び設備設計一級建築士証の交付番号を記載する。
- (注 2) 「確認した範囲等」の欄を設け、確認した範囲、確認できない理由等を記す部分を設けることも考えられる(注: 建築士法上必須ではない)
- (注 3) 確認できない場合は、「確認した」を見え消して抹消し、「確認できない」と記載する。
- (注 4) 必要に応じ、備考欄を設け、設備設計一級建築士が補足事項、コメント等を記載する。  
設備設計一級建築士が法適合確認に際して建築設備士の助言を受けた場合に、備考欄にその旨明らかにすることも考えられる。

## (2) 法適合確認を行った図面等における責任範囲の明確化

構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合、建築基準法において「設計者」として扱われるが、その責任は当該構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が法適合確認を行う範囲に限定される。従って、構造 / 設備設計一級建築士が法適合確認を行い、設計図書に記名、押印を行う際には、当該構造 / 設備設計一級建築士の責任範囲が明確になる記載を行うことが望ましい。  
構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士がその種類や専門分野ごとに分担して法適合確認を行う場合には、「法適合確認欄」に以下の記載を行う方法が考えられる。

### 法規定の内容により分担する場合

「確認の範囲等」の欄や備考欄に、『ただし、建築基準法第 条 項・・・の規定(注: 法適合確認を行う範囲を適宜記入)に関する事項に限る。』と記載する。

一枚の図書が複数の図により構成されており、これらの図により分担する場合  
「確認の範囲等」の欄に、『ただし、 図(注: 法適合確認を行う範囲を適宜記入)に関する事項に限る。』と記載する。

### (参考) 自ら設計を行った場合の記名・押印等の方法

構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士が自ら設計を行った場合は、構造設計図書 / 設備設計図書に一級建築士である旨の表示をして記名、押印する(土法第 20 条第 1 項)とともに、構造設計一級建築士 / 設備設計一級建築士である旨の表示(土法第 20 条の 2 第 1 項)をする必要がある(「法適合確認欄」を設計図書に設ける必要はない)

## 構造 / 設備設計図書（図面、仕様書）に設ける「法適合確認欄」のイメージ

（以下は、A 案の場合を例として示す。）

## 構造設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法 適 合 確 認 欄	構造設計一級建築士			法適合確認結果等		備考欄
	氏名	構造設計一級建築士証交付番号	印	本図(仕様書)に記載された事項は、 構造関係規定に適合することを		
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	

## 設備設計一級建築士が法適合確認を行う場合

法 適 合 確 認 欄	設備設計一級建築士			法適合確認結果等		備考欄
	氏名	設備設計一級建築士証交付番号	印	本図(仕様書)に記載された事項は、 設備関係規定に適合することを		(注)意見を聴いた建築設備士の 氏名等を記載する。
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	
				確認した。 確認できない。	確認した範囲等	

〔根拠：建築士法〕

第 20 条の 2

第 1 項 構造設計一級建築士は、第 3 条第 1 項に規定する建築物のうち、建築基準法第 20 条第 1 号または第 2 号に掲げる建築物に該当するものの構造設計を行った場合においては、前条第 1 項の規定によるほか、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 2 項 構造設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の構造設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法第二十条（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定及びこれに基づく命令の規定（以下「構造関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。構造設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 3 項 構造設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が構造関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該構造設計図書にその旨を記載するとともに、構造設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第 4 項 （省略）

第 20 条の 3

第 1 項 設備設計一級建築士は、階数が 3 以上で床面積の合計が 5,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の設備設計を行った場合においては、第 20 条第 1 項の規定によるほか、その設備設計図書に設備設計一級建築士である旨の表示をしなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 2 項 設備設計一級建築士以外の一級建築士は、前項の建築物の設備設計を行った場合においては、国土交通省令で定めるところにより、設備設計一級建築士に当該設備設計に係る建築物が建築基準法第二十八条第三項、第二十八条の二第三号（換気設備に係る部分に限る。）、第三十二条から第三十四条まで、第三十五条（消火栓、スプリンクラー、貯水槽その他の消火設備、排煙設備及び非常用の照明装置に係る部分に限る。）及び第三十六条（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。）の規定並びにこれらに基づく命令の規定（以下「設備関係規定」という。）に適合するかどうかの確認を求めなければならない。設備設計図書の一部を変更した場合も同様とする。

第 3 項 設備設計一級建築士は、前項の規定により確認を求められた場合において、当該建築物が設備関係規定に適合することを確認したとき又は適合することを確認できないときは、当該設備設計図書にその旨を記載するとともに、設備設計一級建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。

第 4 項 （省略）